

「JGAP団体事務局用 管理点と適合規準【家畜・畜産物】2017」のパブコメ案に対して寄せられた意見及びその対応案

| 受付番号 | 提案者 | 管理点番号 | レベル | 管理点 | 問題点・疑問点 改正提案 | 対応案 |
|------|-------------|-------|-----|--|---|---|
| 1 | 養豚農場 従事者 | 4.1.2 | 必須 | ③内部監査員・内部監査補佐役が監査の外部委託先の利害関係者である場合は、当該委託先と利害関係のない内部監査員・内部監査補佐役によって監査されている。 | <p>《問題点等》</p> <p>2年の期間内に維持審査と更新審査があり、利害関係のない審査が行われるので、利害関係の排除の必要性が疑問である。</p> <p>《意見・改善案》</p> <p>内部監査員・内部監査役は「総合規則」の12.1.2(1)の要件を満たしていれば利害関係の排除は必要ないのではないかと。</p> | <p>《日本GAP協会の見解》</p> <p>「JGAP 総合規則【家畜・畜産物】2017-2」の12.1.2で定めている内部監査員・内部監査補佐役の要件については、団体傘下の農場が「JGAP 農場用 管理点と適合規準【家畜・畜産物】2017」の適合規準を満たしているかどうかを監査する上で必要な専門知識・技術を保有している者であることを求めている。</p> <p>一方、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合規準【家畜・畜産物】2017」の管理点4.1.2の③の適合規準は、農場や外部委託先に対する内部監査員・内部監査役による監査において、公正な監査を期する観点から、農場や外部委託先の利害関係者を排除することを目的として定めているものである。</p> <p>以上のとおり、総合規則と団体事務局用の基準書で定めている趣旨、内容は、それぞれ異なるものである。</p> |